

## 児童福祉法による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付事業に関する事務であって規則で定めるもの

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

|                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 1. 執行機関の別      | 都道府県知事・市区町村等                 |
| 2. 都道府県名       | 大分県                          |
| 3. 市区町村名       | 中津市                          |
| 4. 届出番号        | 11                           |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 9-2：小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 |

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務                                    | (2)独自利用事務  |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称                         | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 児童福祉法による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付事業に関する事務であって規則で定めるもの   |
| ②番号法別表第1の項                     | 7  |  |
| ③番号法別表第2の項                     | 9  |  |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第129の項<br>児童福祉法による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの<br>児童福祉法による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付事業に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 児童福祉法第一条                                   | 中津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第1条   |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| ⑥事務の趣旨又は目的   | <p>第一条<br/>         全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p> | <p>第1条<br/>         この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。</p> |
| ⑦独自利用事務の関連規範 |   | <p>中津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱<br/>         小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱（平成27年雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</p>  |

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1           |   |  |
|---------------|---|--|
|               | (1)法定事務                                     | (2)独自利用事務  |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令8条 項1号                           | 中津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第3条   |
| 事務の内容         | 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 中津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付の申請に係る事実についての審査に関する事務   |
| 特定個人情報1       |   |  |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令8条 項1号イ                          | 中津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第6条第1項第2項小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱（平成27年雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添2 |
| ②情報提供者        | 都道府県知事等                                     | 都道府県知事等  |
| ③提供を求める特定個人情報 | 生活保護実施関係情報                                  | 生活保護実施関係情報   |
| 特定個人情報2       |   |  |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ                          | 中津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第6条第1項第2項小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱（平成27年雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添2 |
| ②情報提供者        | 市町村長  | 市町村長   |
| ③提供を求める特定個人情報 | 市町村民税に関する情報                                 | 市町村民税に関する情報  |

## 特定個人情報3

|               |                    |                                |
|---------------|--------------------|--------------------------------|
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令8条 項1号ホ | 中津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第3条 |
| ②情報提供者        | 市町村長               | 市町村長                           |
| ③提供を求める特定個人情報 | 住民票に記載された住民票関係情報   | 住民票に記載された住民票関係情報               |

|    |  |
|----|--|
| 備考 |  |
|----|--|

## 届出情報

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 届出日                | 2020年10月13日 |
| 独自利用事務の対象者         |             |
| 番号法第9条第2項の条例に規定した日 |             |
| 保護評価の実施の有無         |             |
| 評価書番号              |             |
| 保護評価書の名称           |             |
| 保護評価書のURLリンク       |             |
| 委任関係               |             |